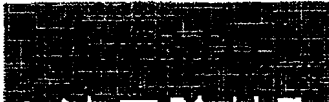


電子・電気機器における特定6物質の含有を制限する欧州RoHS指令に関連して、欧州司法裁判所はこのほど、臭素系難燃剤テカフロシフエニルエーテル(テカBDE)の適用除外取り消しを命じた。除外を決定した欧州委員会と、使用に反対してきたアンマークなどの間で係争。適用除外を規定した同指令第5条の要件を厳密に満たしていないとして、欧州委員会に敗訴を下した。リスク評価によって安全性は確認されており、判決は法解釈に言及したもの。6月末までの適用除外維持が認められており、欧州委員会の今後の対応が注目される。国内電子・電気機器生産ではテカBDEはほとんど使用されていないが、同指令枠外の繊維・自動車といった分野では一定に使われている。メーカーや業界団体では、今回の判決が同難燃剤の使用自体に問題があるとの誤解を招くことがないよう、ユーザーに対して製品の安全性を強調、適正使用の周知を引き続き徹底する。



## RoHS適用除外取り消し

2006年7月施行のRoHSは、鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・ポリ臭化ビフェニル(PBB)・ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)の使用を「原則禁止」(第5条)で「適用除外要件」(付属書第10項)を及ぼすと考えられる場合がある。当初、PBBEの適用除外維持をめぐって、5月10日に公布していた。第5条1項で適用除外とするのは①代替品では科学的・技術的に実用不能な場合の代替品が、より深刻な環境、健康、安全性の危害を及ぼすと考えられる場合のみである。今回の係争の論点は、手続上の問題、指令の表現が適切でない点にあるとされる。テカBDEの安全性やリスクアセスメントの結果についての討議はされず、判断も与えなかった。テカBDEは難燃効果とコストパフォーマンスに優れる。国内では電子・電気機器での使用はほとんどなく、主に繊維や自動車向けとして年間約2000トンが使われている模様。今回の判決は、これら用途に影響を及ぼすものではないが、電子・電気機器用途がある中国・東南アジア地域では混乱も予想される。

## 欧州委、法要件満たさず敗訴 安全性は確認済み

種であるテカBDEも制限対象になると考えられていたが、1990年代半ばから長期間かけてリスク評価を実施。環境に及ぼす影響が極めて低いと判断された。さらに技術適用委員会での投票を経て、欧州委員

「優先調査項目を明示」が記されているが、これらは相互に厳密な統一性・関連性を欠くという。欧州議会はアンマークは「欧州委が極めて低いと判断された。さらに技術適用委員会での投票を経て、欧州委員

も該当しないとの解釈に基づき、欧州司法裁判所は4月1日、「適用除外とするにその要件を厳密に満たすことが必要。委員会の決定は厳密な意味で要件を満たさない」として、適用除外の適用除外取り消しと6月末まで